

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十九年北条浜かんがい事業所ほ  
か二箇所の定期監査の結果公表

## 監 査 公 告

### 鳥取県監査公告第三百三十一号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年  
に係る北条浜かんがい事業所、中海干拓事業所並びに羽  
合用水改良事業所の定期監査を執行したので、その結果  
を次のとおり公表する。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

山 本 四 郎

近 藤 伝 一

大 西 節 夫

監 査 箇 所

執行年月日

北条浜かんがい事業所

昭和三十年十月四日

中海干拓事業所

同 日

羽合用水改良事業所

同 年十月五日

北条浜かんがい事業所 昭和三十年十月四日監査

監査委員 山 本 四 郎

### 監査概況

一 当所は県の中央部における北条、大栄 由良の三ヶ  
町に跨り、総面積一千六十四町の中、六百十五歩の砂  
丘地に対し、かんがい用水施設を築造し、農業経営の  
合理化並びに農産物の改善及び増収を図るため総工事  
費二億七千二百余万円をもつて昭和二十七年から継  
続事業として施行中であつて、当所は所長以下七名の  
職員(雇傭人五名)をもつて工事監督、測量、設計、  
出来高検定等その他現場事務をしている。  
なお請負契約の締結、工事請その他諸経費の支出等は

主務課で行つており、その整理状況は適正と認められた。

二 大規模果営砂丘地かんがい事業であるが、国庫財政の圧縮、県財政の実状により、これが遂行に困難を生じながら本年度は二千四百二十万円をもつて、用水源たる天神川の取入堰堤(四一、四八二米)及び頭首工事並びに排砂門導水暗渠等の難工事を施工していた。なお本事業の促進と財源確保について関係当局の格段の努力を望む。

中海干拓事業所

昭和三十年十月四日監査

監査委員 松 本 利 治

監査概況

一 昭和二十三年度より、国の代行業業として着手した外江地区干拓事業は、昭和二十九年年度までに九千五百余万円(内二十九年度一千九十六万八千円)をもつて、五十町一反歩の干拓を完了し、仮配分により耕作しているところであるが、いまだ土地売渡までに至っていない。買受予約申込書と各増反者の経営規模、営農熱

意等照合検討し、真に資格を具備し、増反者として相応しい農家を対象とすることが肝要であり、従つて淘汰も考慮されることであるので諸事情を勘案し所期の目的達成に關係当局の善処を望む。

二 外江干拓地は飛砂防止のため輸入牧草種子播種により土砂の移動に防止したが、今日では反面開墾の必要に立至つているが拡範なる土地を自家労力をもつても解決し得べきものでなく、機械力により開墾耕地化し全面的耕作を可能ならしめることが肝要であるので善処されたい。

三 崎津干拓事業は全体予算三億余万円をつて、二十六年年度より五ヶ年計画により起工し、二十九年年度末までの総投資額一千九百余万円(九・三%)である。この中本年度事業費は七百九十五万余円をもつて変圧機二台(一百四十一万余円)埋立工事(五百二十万九千余円)送電維持管理(一百一十一万三千余円)及び工事雑費並びに雑工事費(三十九万一千余円)で二町三反歩の干拓を実施したわけである。更に三十年度は一千万余円

の予算を認められる見込であるが、かくのごとき遅々としている状況では五ヶ年計画事業が何時完成せられるとも見込みつかず、かつ地元農民の要望もあるので、財源確保について一層の努力をなし早期完成に配慮すべきである。これがためには關係各機關の協力を得て強力な政治折衝に努むべきものと思う。

四 干拓地に対する耕作指導を強力に実施して増反意欲を助長し農業経営の健全化に資することが肝要と認められた。すなわち昭和二十九年十二月試験田を選び、鳥取大学に委託試験を依頼している程度で指導が不徹底である。勿論基礎の土壤調査等必要であるが、これら調査成果に立脚して、特に農業改良普及員との緊密連絡は不可欠であり、講習会、座談会等随時随所に開催研究し、干拓地と取組むことが成功を左右する鍵であるので、これら永年計画を樹立し、専門改良普及員の常駐をも考慮する等、主管課はその配意に万全を期すべきである。

羽合用水改良事業所 昭和三十年十月五日監査

監査委員 山 本 四 郎

監査概況

一 本改良事業は、大規模果営かんがい排水事業として、昭和二十五年年度から三ヶ年計画で着手したのであるが、国の財政事情によつて、年次計画を延長し、二十九年年度工事をもつて全体計画を完了したことは、真に喜ばしくこの間における關係者の協力と当局の撻まざる努力を多とする。

二 事業概要は、総事業費一億一千四百六十二万二千円の巨額の費用を投じ、頭首工一ヶ所、堰長二八〇米、幹線水路延長三、二二一米、各支線水路延長二、九六三米余、その他橋梁、水平分水工等、附帯工事を完了し、この中最終年度における事業費は五千三百八十八万四であつて、これらの工事内容は堰堤九二〇米、導水路二二、九六六米、護岸根固工六六八米、木工沈床六〇米と前年度繰越部分である。用水路の残部工事を四千八百四十三万四千八百六十二円で請負に附し施工

三 本事業所は、工事完成に伴つて昭和三十年三月三十  
日をもつて廃庁となつた。  
していた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町